

平成30年度 第8回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成30年9月4日(火) 午後3時から3時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

1 人事委員 委 員 小 松 哲 也
委 員 中 本 久 美 子

2 事務局職員 事務局長 今 岡 誠 一 次長兼任用課長 山 添 久
給与課長 吉 野 一 朗 係 長 毎 野 卓 実
係 長 湯ノ口 修 係 長 高 多 孝 典

3 傍聴者 1名

四 議 題

議案第1号 平成30年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(追加募集:薬剤師・獣医師・電気))
の実施について

報告第1号 平成30年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(警察行政))の採用候補者の決定に
ついて

報告第2号 2018年度給与勧告等に関する要求書について

五 議 事

地方公務員法第11条第2項の規定に基づき、会議を開かなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるため、二人の委員により会議を開くこととした。

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び報告第2号は公開、報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

平成30年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(追加募集:薬剤師・獣医師・電気))の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

平成31年4月1日採用予定の標記採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

1 概 要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種		採用予定者数
薬剤師	公衆衛生コース	1名程度
獣 医 師		2名程度
電 気		1名程度
計		4名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

薬剤師:昭和58年4月2日以降に生まれた人

獣医師:昭和43年4月2日以降に生まれた人

- 電 気：① 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
 ② 平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは平成31年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

イ 免許

薬剤師及び獣医師には、職種に係る免許が必要。

ウ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成31年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験日程

受 付 期 間		9月14日（金）～10月1日（月）（消印有効） （インターネット受付：9月14日（金）午前9時～10月1日（月）午後5時）
第1次試験	試 験 日	10月21日（日）
	試 験 会 場	鳥取県庁会議室 鳥取県西部総合事務所会議室
	試 験 種 目	教養試験、専門試験、論文試験、適性検査
	合格者発表	11月8日（木）（予定）
第2次試験	試 験 日	11月下旬のうち指定する1日（予定）
	試 験 会 場	鳥取県庁第2庁舎会議室
	試 験 種 目	人物試験（集団討論及び個別面接（受験者の人数によっては集団討論を実施しない場合がある））
	採用候補者発表	12月上旬（予定）

- (注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点。）
 また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

2 広 報

平成30年9月11日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

【質 疑】

委 員：免許が必要な職種で大学卒業見込の者は受験可能か。

事務局：公告にあるとおり免許取得見込みの者も受験可能である。

◇報告第1号

平成30年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

◇報告第2号

2018年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。

【説 明】



2018年8月28日

鳥取県人事委員会
委員長 上田 博久 様

鳥取県職員労働組合
執行委員長 三浦 敏樹



鳥取県現業公企職員労働組合
執行委員長 苗村 るみ子



鳥取県教職員組合
執行委員長 井上 匡央



鳥取県高等学校教職員組合
執行委員長 吉岡 悟志



鳥取県教育委員会事務局職員組合
執行委員長 梶川 和則



鳥取県非常勤職員労働組合
執行委員長 竹氏 高司



地方独立行政法人
鳥取県産業技術センター職員労働組合
執行委員長 寺田 直文



全日本自治団体労働組合鳥取県本部
執行委員長 西村 裕生



2018年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会におかれましては、私たち鳥取県で働く地方公務労働者の給与・労働条件改善に向けてご努力されていることに敬意を表します。

人事院は8月10日に、5年連続となる月例給・一時金ともに引き上げる勧告とともに、公務における働き方改革をはじめとした公務員人事管理に関する報告並びに定年を段階的に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行いました。

貴委員会におかれましては、この勧告等を参考に2018年度鳥取県給与勧告等に向け、現在検討を進めておられることと思います。その際には、地方公務員の労働基本権制約の代償機関としての機能を十分に発揮するとともに、私たち鳥取県で働く地方公務労働者が置かれている現状を十分踏まえ、下記要求事項の実現に向け最大限努力いただくよう要求します。

記

1. 勧告・報告について

- (1) 地方公務員法24条はじめ、第13条及び第14条に基づき、国・他県との公務の近似性や人材確保に十分留意して、公務の職責・業務内容に見合った賃金を勧告すること。
- (2) 活力ある公務組織を維持していくため、また職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう、任命権者に指導すること。
- (3) 少数職種及び技術職の職位の整備を前進させるとともに、他の職種と同様の均衡のとれた任用を行うよう各任命権者に対して指導すること。
- (4) 一時金については、国・他県との格差が縮まるよう引き上げること。引き上げ分は、すべて期末手当に配分すること。
- (5) 長時間労働の是正のため、適切な人員配置、業務の削減に取り組むよう任命権者に対して指導すること。

2. 賃金、諸手当に係る諸制度の改善について

- (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するとともに人材確保のため、給与水準を全国水準に合わせて改善すること。
- (2) 人材確保が困難化している看護師、教員、薬剤師、獣医師等について、待遇を改善し、適正な人員を早急に確保すること。
- (3) 全ての給料表および級において号給延長を行うこと。
- (4) 期末・勤勉手当における職務段階別加算などについて、行政職を基本に他給料表、特に教育職給料表の整合を図ること。
- (5) 教育職給料表の統合については、労使協議を十分に尊重すること。
- (6) 労働組合専従退職者の復職時昇給調整を3/3とすること。
- (7) 通勤手当を以下のとおり改善すること。
 - ア 交通機関等を利用している場合、特急料金にかかる支給率を2/2とすること。
 - イ 自家用車を利用している場合、駐車料金を含めた実費弁済とすること。
- (8) 扶養手当を以下のとおり改善すること。
 - ア 扶養手当の子の額を国と同額にすること。

- イ 教育加算額を引き上げること。
- ウ 他の扶養者の所得の多寡に関わらず、手当を支給すること。

- (9) 月45時間超の時間外勤務手当の支給率を150/100とすること。
- (10) 新規採用者に赴任旅費を支給できるよう改善すること。
- (11) 育児休業者について、一時金や退職手当の支給率等すべての除算率を改善すること。
- (12) 宿日直手当について国と同様に引き上げること。
- (13) 住居手当について引き上げること。

3. 雇用と年金の接続について

- (1) 2018年8月に意見の申出が行われた「定年を段階的に引き上げるための国家公務員法等の改正について」をふまえ、以下の対応をすること。
 - ア 年金支給年齢が63歳となる2019年までに、定年延長を確実に実現するよう意見の申出を行うこと。
 - イ 全ての職種で再任用される級の最高号給の7割以上の水準を確保するとともに、生活関連手当を支給するよう任命権者に対して必要な対応を行うこと。
- (2) 現行再任用制度での希望者全員の再任用を前提とした運用、または再任用短時間勤務の給与制度上の措置について必要な検討と報告・勧告を行うこと。

4. 臨時・非常勤職員の処遇改善について

- (1) 臨時・非常勤職員の任用や処遇改善に関わって、2017年5月11日に成立した「地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律」をふまえ、現在採用されている臨時・非常勤職員の処遇が改善される方向で人事委員会として必要な対応を行うこと。
- (2) 臨時・非常勤職員の休暇制度、とりわけ有給休暇を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。
- (3) 学校現場において臨時的任用職員を雇用する際、再任用を前提とした空白期間を設けないこと。

5. 休暇制度の改善について

- (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。
 - ア 現在一疾病180日間のクーリング期間について国と同様に20日に短縮すること。

と。

イ メンタル疾患等特定疾病に関する休暇期間を180日へ延長すること。

(2) 育児時間を1日120分(60分×2回の分割取得も可能)に延長すること。

(3) 子の看護休暇について以下のとおり改善すること。

ア 日数を増やすこと。

イ 対象を家族に拡充し、家族看護休暇とすること。

(4) 不妊治療に関する休暇を以下のとおり改善すること。

ア 病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対して指導すること。

イ 不妊治療について長期の休暇が取得できるよう制度化すること。

(5) 子育て部分休暇を小学6年生まで拡充すること。

(6) 2017年10月1日に施行された育児・介護休業法の改正に伴い、入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる育児目的休暇を制度化すること。

6. 職場環境の改善について

(1) 教員を含めた全ての職員の時間外勤務の正確な実態を記載するとともに、各任命権者に対し、時間外勤務の実態把握はもとより、必要な人員配置や増員、業務の廃止も含めた見直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう指導すること。

(2) メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策について、実態を把握したうえで、実効性のあるものとなるよう各任命権者に対して指導すること。

(3) 労働災害を防止するため、管理職の責任を明確にして労働安全衛生体制の確立をするよう任命権者を指導すること。

(4) セクハラ・パワハラ等が発生しないよう、各任命権者への指導を含め積極的な対応を行うこと。また、発生した場合の対応について指針の見直しも含め、任命権者への指導を行うこと。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に指導すること。

(6) 退職者の職場復帰支援策の改善を任命権者に指導すること。

(7) 介護離職者の再採用制度を創設すること。

(8) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。特にガンの治療をしながら勤務できるような制度を整備すること。

- (9) 地方公務員法第8条の第1項第2号をふまえて、健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、適正な制度の整備と運用を任命権者に指導すること。

7. その他の労働条件の改善について

- (1) 公務職場への外国人の採用を促進するとともに、昇任・昇格等で差をつけないこと。
また、障害者差別解消法に基づき障害者雇用の促進を図ること。そのため、任命権者への指導を含め必要な措置を積極的に行うこと。
- (2) 不服申し立てや措置要求等において、代理人による審査請求が可能となるように人事委員会規則を整備すること。

- 8. 上記の要求項目については、労働組合と十分交渉、協議を行い、合意に基づいて進めること。

六 次回人事委員会の開催

平成30年9月13日（木）午前9時40分から開催することとした。